

## 第 21 回 議員定数等議会改革推進特別委員会

日 時：令和 3 年 1 月 26 日(火)

時 分～ 時 分

場 所：第 4 委員会室

【出席者】 牛尾委員長、西川副委員長、沖田委員、小川委員、笹田委員、佐々木委員  
西田委員、西村委員

【議長・委員外議員】

【事務局】 古森局長、下間書記、近重議事係長

---

### 議 題

1 議会基本条例を踏まえた議員政治倫理条例の改正について

資料 1-1、1-2

2 その他

○次回開催 月 日 ( ) 時 分 第 4 委員会室

(令和3年1月13日特別委員会検討結果)

## ◆議員政治倫理条例の改正にかかる検討について

\* 条例の見出しや条文の文言整理等の詳細部分については、法令等とさらに検討が必要。

### 1. 審査請求（第5条）

#### 【現状】

議員だけが審査請求できる。議員2人以上が連署する書面により行わなければならない。

#### 【検討結果】

議員だけではなく、市民からも請求できることとする。

議員の場合は2人以上の議員の連署、市民の場合は選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署

\* 議員政治倫理条例施行規程の改正必要（審査請求書の様式、署名簿、選挙権を有する者であるかの確認についてなど）

#### 【理由・根拠】

議会基本条例第3条に規定している「議会の活動原則」（議会は市民に開かれた議会及び市民参加を推進する議会を目指して活動する）の観点から、議員だけでなく市民からの審査請求を可能とすべきであり、また、これにより議会はさらなる公平性、透明性及び信頼性が確保できると判断したため。

他市の事例を参考。市民からの請求の場合、政治倫理審査会にかける以上は議員職の重さを勘案して、有権者の100分の1程度の人数は必要である（\*約440人）

### 2. 審査会の委員（第8条）

#### 【現状】

委員は、議長が議員のうちから任命する。委員の任期は、議員の任期とする。

#### 【検討結果】

審査会の委員は6人とし、次の掲げる者の中から議長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 浜田市議会議員

審査会の委員の任期は当該審査の終了までとする。

\* 案件によって、議員が審査会の委員とならないことにも対応できる表現にする。

#### 【理由・根拠】

議員以外の委員（市民）を含めることにより、審査の公平性と透明性の確保を図ることとした。また、規定に違反しているかの適否の判断には、専門的な知識や判例などの知見の活用が想定されるため、高い専門性を持つ学識経験を有する者を委員に委嘱することが必要と判断したため。

委員数は、他市の事例を参考にしながら、審査請求に対して迅速に審査会を設置し速やかに審査を行う体制が必要と判断し6人とした。

### 3. 審査会の公開（第14条：調査審議手続き等の非公開）

【現状】 審査会の行う会議又は調査審議の手続きは、公開しない。

ただし、過半数の同意があるときは、この限りではない。

#### 【検討結果】

審査会の行う会議の公開を規定し、調査審議手続きの公開の有無の規定を削除する。審査会の会議は公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。

#### 【理由・根拠】

議会基本条例第21条に規定している「市民と議会との関係」（「議会は、市民に対し積極的に情報を公開し、説明責任を果たすものとする」、「議会は、本会議等その他の会議を原則として公開するものとし、あらかじめその日程、議題等を周知するとともに、障がいの有無にかかわらず市民が傍聴しやすい環境の整備、インターネット等による配信に努めるものとする。」）の観点から、他会議と同様に原則公開とすべきであるため。

### 4. 議員政治倫理条例の目的（前文）に議会基本条例について明記

#### 【検討結果】

議員政治倫理条例の目的に議会基本条例について明記する方針で検討する。

＊朱書き部分の追加を法令と要検討

（案）

第1条 この条例は、浜田市議会基本条例（平成23年浜田市条例第34号）第20条の規定に基づき、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

#### 【理由・根拠】

議会基本条例に議会や議員の活動原則を定めており、議員はその理念に基づいて職責を果たすべきであり、相互の関連性をより明確にするため。

## 5 政治倫理基準の規定への追加

### 【現状】

現条例に明記している規定は下記の (1) から (5)

- (1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- (2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。
- (3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (4) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。
- (5) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。

### 【検討結果】

「第3条の政治倫理基準の遵守等」に下記を追加する。

- (6) その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、ハラスメント (行為者の意図にかかわらず、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをいう。) その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

\*ハラスメントの定義は要検討

\* (6) とするか、(1) から (5) の間に入れるかは法令と要協議

### 【理由・根拠】

他市の規定等を参考に検討した結果、議員が、その地位を利用し、人権侵害のおそれのある行為を禁止する規定も必要と判断し追加することとした。特に嫌がらせやいじめであるハラスメントについては、種類も多様化しており、常に自身の行為の振り返りが必要であるとの考えからハラスメント全体の規定を追加する必要があるため。

条項	見出し	条文	検討結果・改正の素案
第1条	目的	第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。	◆浜田市議会基本条例第20条の規定との関連を明記する。 第1条 この条例は、 <u>浜田市議会基本条例(平成23年浜田市条例第34号)第20条の規定に基づき</u> 、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、浜田市議会議員（以下「議員」という。）の政治倫理に関する規律の基本となる事項を定めることにより、議員が市民全体の奉仕者として、政治倫理の確立と向上に努め、常に良心に従い誠実かつ公正にその職務を行うべきことを促し、清浄で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。
第2条	議員の責務	第2条 議員は、市民全体の奉仕者として、市政に携わる権能と責務を深く自覚するとともに、市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命を達成するよう努めなければならない。 2 議員は、市民の要請に的確に対応できる識見を常に養うとともに、市民全体の福祉の増進を図るために行動するよう努めなければならない。 3 議員は、情報公開の原則に基づき、議会及び議員活動について積極的に市民に明らかにし、その説明責任を果たすよう努めなければならない。	
第3条	政治倫理基準の遵守等	第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 (1) 市民全体の奉仕者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。 (2) 市民全体の奉仕者として、人格及び倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。 (3) 市の職員の採用、異動、昇格等人事に関し、推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。 (4) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等の推薦、紹介をする等その地位を利用して不正にその影響力を行使しないこと。 (5) 政治活動に関する寄附について、政治的又は道義的な批判を受けるおそれのあるものを受けないこと。議員の後援団体に対する寄附についても、また同様とする。 2 議員は、政治倫理基準に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら真摯な態度をもって疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにするよう努めなければならない。	◆政治倫理基準にハラスメント事項を追加する。 ・その地位を利用して嫌がらせをし、強制し、又は圧力をかける行為をしないこと。また、いかなる場合であっても、ハラスメント(行為者の意図にかかわらず、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えることをいう。)その他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。 *ハラスメントの定義は要検討
第4条	請負契約に関する遵守事項	第4条 議員は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第92条の2の規定の趣旨を尊重し、自らが役員と同程度の執行力又は責任を有すると認められる法人等に対し、市が発注する工事、製造等の請負に係る契約の締結の自粛を求めるよう努めるものとする。	
第5条	審査請求	第5条 議員は、第3条第1項の規定に違反する疑いがあると思料するときは、議長に対し、審査を請求することができる。 2 前項の規定による請求は、その理由を明らかにし、議員2人以上が連署する書面により行わなければならない。	◆審査請求は議員だけでなく、市民からも請求できることとする。 ・議員の場合は2人以上の議員の連署、市民の場合は選挙権を有する者の総数の100分の1以上の連署による書面での請求ができる。
第6条	審査会への審査要請	第6条 議長は、前条第1項の規定による審査の請求があったときは、直ちに浜田市議会議員政治倫理審査会に審査を要請しなければならない。	
第7条	浜田市議会議員政治倫理審査会の設置	第7条 政治倫理の確立を図り、前条の規定による審査の要請に応じて調査審議するため浜田市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。 2 審査会は、審査の要請のあった事項について、その適否及び政治倫理基準に違反すると認められるかどうかを調査審議する。	
第8条	審査会の委員	第8条 審査会の委員は、13人以内とする。 2 委員は、議長が議員のうちから任命する。 3 委員の任期は、議員の任期とする。 4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。 5 委員は、公正かつ適切にその職務を遂行しなければならない。 (平25条例44・一部改正)	◆審査会の委員は議員だけでなく、市民を入れることとする。 審査会の委員は6人とし、次の掲げる者のうちから議長が委嘱し、又は任命する。 (1) 学識経験を有する者 (2) 浜田市議会議員 2 委員の任期は当該審査の終了までとする。

条項	見出し	条文	検討結果・改正の素案
第9条	審査会の調査権限	第9条 審査会は、必要があると認めるときは、審査の対象となる議員(以下「審査対象議員」という。)その他適当と認める者を会議に出席させて説明を求め、若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。	
		2 審査会は、必要があると認めるときは、審査対象議員に対し、資産等に関する書類(以下「資産報告書等」という。)の提出を求めることができる。	
		3 資産報告書等に記載する事項は、議長が別に定める。	
第10条	議員の協力義務	第10条 審査対象議員は、審査会からの求めがあったときは、審査会の会議に出席して説明をし、若しくは意見を述べ、又は審査に必要な資料若しくは資産報告書等を提出しなければならない。	
第11条	釈明の機会の保障	第11条 審査会は、審査対象議員から審査会において釈明したい旨を求められたときは、その機会を保障しなければならない。	
第12条	虚偽報告等の公表等	第12条 審査会は、審査対象議員が資産報告書等の提出を拒み、若しくは虚偽の報告をしたとき、又は調査に協力しなかったときは、その旨を公表するとともに、第15条に準じた措置を講ずることができる。	
第13条	審査結果の報告等	第13条 審査会は、第6条の規定により審査の要請があったときは、当該要請のあった日から起算して60日以内に審査の結果を書面により議長に報告しなければならない。ただし、天災その他により審査をしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。	
		2 議長は、前項の報告を受けたときは、その結果を審査を請求した議員及び審査対象議員に通知するとともに、公表しなければならない。	
第14条	調査審議手続等の非公開	第14条 審査会の行う会議又は調査審議の手続は、公開しない。ただし、出席委員の過半数の同意があるときは、この限りでない。	◆審査会は原則公開とする。 ・審査会の会議は公開とする。ただし、やむを得ず非公開とするときは、出席委員の3分の2以上の同意を必要とする。
第15条	政治倫理基準違反に対する措置	第15条 審査会は、審査対象議員に政治倫理基準に違反すると認められる事実があるときは、議長に対し、辞職の勧告その他審査会が必要と認める措置を講ずよう求めることができる。	
第16条	審査結果の尊重	第16条 審査対象議員は、第13条第2項の規定による通知において、自らの行為が政治倫理基準に違反している旨の指摘がなされたときは、これを尊重し、政治倫理の確保のために必要な措置を講じなければならない。	
第17条	贈収賄罪等の刑確定後の措置	第17条 議会は、議員が刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条の罪(議員の地位又は職務と無関係な贈賄罪を除く。)により有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、議会の名誉及び品位を守り、市民の信頼を回復するため、必要な措置を講ずるものとする(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項及び地方自治法第127条第1項の規定により当該議員が失職する場合を除く。)	
第18条	委任	第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。	
		附 則	
		この条例は、公布の日から施行する。	
		附 則(平成25年11月1日条例第44号)	
		この条例は、公布の日から施行する。	